

別表一(二)

「24」又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 平成26年10月1日前に開始した事業年度用

御注意

21 「法人税額の計算」の各欄は、次により記載することになりますので、御注意ください。

① 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

② 期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③ 店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年100億円以上

④ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑤ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑥ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑦ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑧ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑨ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑩ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑪ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑫ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑬ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑭ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑮ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑯ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑰ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑱ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑲ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

⑳ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉑ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉒ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉓ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉔ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉕ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉖ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉗ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉘ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉙ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉚ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉛ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉜ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉝ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉞ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㉟ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊱ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊲ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊳ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊴ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊵ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊶ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊷ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊸ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊹ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊺ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊻ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊼ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊽ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊾ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

㊿ 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	青色申告	一連番号		
納税地	電話()	事業種目	期末現在の 出資金の額	円			税務署	整理番号			
法人名		経理責任者 自署押印					理	事業年度 (至)			
代表者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等					理	売上金額			
代表者 住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書				理	申告年月日			
平成 年 月 日		事業年度分の		申告書		税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有			
所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)		1	十億 百万 千 円	この申告による還 付請求税額		12	所得税額等の還付金額 (45)	10億 百万 千 円	13	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	
法人税額 (34)又は(37)		2		外		13					
法人税額の特別控除額 (別表三(二)「28」)		2		外		13					
「24」欄		特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合									
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第2項」											
② 「区分番号」欄:「00384」											
③ 「適用額」欄:「24」欄の金額(円単位)											
(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。											
2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。											
※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から 第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等											
控除税額 (10)又は(11)のうち少ない金額		10		この申告による還 付請求税額		12		この申告による還 付請求税額		13	
差引この申告により 納付すべき法人税額 (8) - (9) - (10)		11		この申告による還 付請求税額		12		この申告による還 付請求税額		13	
法人税率の特例を適用 している場合		24		この申告による還 付請求税額		12		この申告による還 付請求税額		13	
特例税率の適用 がある場合		25		この申告による還 付請求税額		12		この申告による還 付請求税額		13	
上記以外の場合		26		この申告による還 付請求税額		12		この申告による還 付請求税額		13	
所得金額(1) (24) + (25) + (26)		27		この申告による還 付請求税額		12		この申告による還 付請求税額		13	
所得金額(1) (28) + (29) + (30)		28		この申告による還 付請求税額		12		この申告による還 付請求税額		13	
所得金額(1) (31) + (32) + (33)		29		この申告による還 付請求税額		12		この申告による還 付請求税額		13	
所得金額(1) (34) + (35) + (36)		30		この申告による還 付請求税額		12		この申告による還 付請求税額		13	
「28」欄		公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合									
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」											
② 「区分番号」欄:「00382」											
③ 「適用額」欄:「28」欄の金額(円単位)											
(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。											
2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。											
税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有									
法 0301-0102		税理士 署名押印									